

今年、消費税率引き上げに伴う特別な「プレミアム付商品券」を販売

【問合せ先】
産業振興課 商工統計係
☎65・1106

◆特別なプレミアム付商品券とは？

- ・消費税率の10%への引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため実施されるものです。
- ・全国の市町村が、対象となる方々（住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯）に対して、25%もお得に買い物ができる「プレミアム付商品券」を発行・販売します。
- ・購入いただいた「プレミアム付商品券」は、税率引き上げ後、桂川町内の店舗で日常のお買い物にご利用いただけます。

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

平成31年度の町民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・町民税が課税されている方に扶養されている方（生計を一にする配偶者、扶養親族等）
- ・生活保護の受給者等



② 子育て世帯分

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主



おひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

お子さまおひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

※商品券は、5千円単位で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ（目安）

① 申請する

【申請受付期間】申請書発送後～11月30日(土)

- ・非課税者には、町から申請書が郵送されます。(子育て世帯分は②参照) 購入を希望される方は、申請書に必要事項を記入して、提出。
- ※申請受付が始まって届かない場合は、お問合せください。

② 商品券の購入引換券が届く

- ・申請書を提出された方には、9月下旬頃、申請書記載住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯該当者には直接、世帯主宛に購入引換券が届きます。(申請手続き不要)

③ 商品券を購入する

【購入可能期間】10月1日(火)～令和2年2月28日(金)

- ・桂川町商工会館で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し、商品券購入

④ 商品券を使用する

【商品券使用可能期間】10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

- ・上記期間内に、町内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能な店舗は、決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。また、申請者及び子育て世帯該当者には、購入引換券と一緒に送付します。